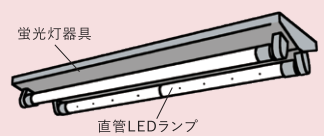


■ ガイド301を遵守しない場合に想定される危険性

注意
①

LED改造後に蛍光灯ランプを取り付けると発煙・発火の可能性があります。



改造してLED化

再度



蛍光灯ランプを装着

注意
②

蛍光灯ランプ用ソケットの絶縁性能不足により発煙・発火の可能性があります。



発火



発煙

注意
③

「ランプを交換すれば、照明器具はずっと使える」と考えるのは間違いです。

適正交換時期(10年)



クラックが入ったソケット



ランプ落下の危険性

長期間使用した照明器具は、外観はきれいでも内部部品が劣化している場合があります。

おすすめ器具

一体型LEDベースライト iDシリーズ
ウィズリモ

ウィズリモ3つのかんたん!



※写真はイメージです。

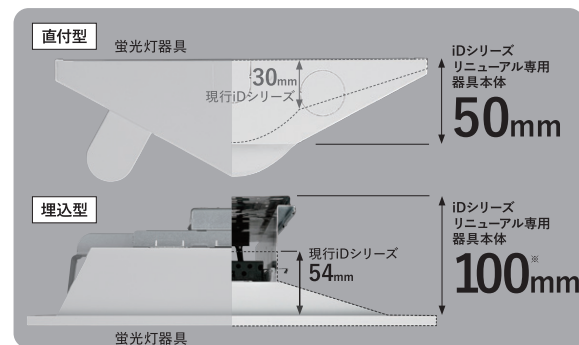
一体型LEDベースライト iDシリーズ
リニューアル専用器具本体

吊りボルトの調整不要
配線スペースが拡大



直付型

埋込型



※W220、W300の場合。W150、W190は95mmとなります。

外出先でカタログがなくても!
スマートフォンでカンタン検索

※通信費はお客様のご負担となります。

すべて
無料



品番が
わからないとき
電気設備
らくらく検索



品番が
わかるとき
Vカタ LINE



Panasonic

LED化のご注意点

お得意先用

蛍光灯照明器具をLED化するには 照明器具まるごと LEDにしましょう!

そのランプ交換、大丈夫ですか?

直管LEDランプと既設の照明器具の組み合わせが不適切な場合、

重大事故の懸念があります。



原因

- LEDランプ種別選択の誤り・施工方法の違い
- 器具(ソケット)の絶縁性能不足
- 継続使用した安定器の劣化 など



発火



感電

ランプ挿入時や交換時

原因

- 通電しながらのランプ交換



ランプ落下

原因

- 継続使用したソケットの劣化
- ランプの質量超過
- 異常発生時のソケットの熱変形

ご注意
ください

ランプ又は照明器具内の部品が異常に高い温度となり、
発火・発煙することがあります。

LEDランプが正常点灯しているように見えても、
器具の絶縁性能が不足している場合、そのまま使い続けると
発火・発煙する恐れがあります。

蛍光灯器具では、通常10V未満の低い電圧しかかからないことを前提にして、ソケット部に求められる絶縁性能が定められています。
直管LEDランプを使用する場合、想定以上の電圧がかかり、不安全となるリスクがあります。



(一社)日本照明工業会からLED化改造工事の注意事項が発行されました。

現状の市場背景

蛍光灯照明器具の生産終了に伴い、近い将来蛍光灯ランプの入手が困難になることが考えられるなか、
市場では、多種多様な直管LEDランプが流通している。
しかしながら直管LEDランプの安全規格が存在していなかった。

そこで

2020年11月
用途、方式を限定して「**光源単体の安全規格**」が制定されました。

JLMA301:2020 AC直結G13口金直管LED光源－安全規格

- 間違った組み合わせによるリスクを最も低減できるAC電源を片側の口金ピンに接続する方式に限定
- 適用範囲を光源部だけに限定

さらに今回

2021年4月
「**既設の照明器具のLED化改造工事に関する注意事項**」
が発行がされました。

ガイド301:2021 既設の蛍光灯器具をAC直結G13口金直管LED光源用に改造工事する場合の注意

● 光源部だけではなく既設の照明器具のLED化改造工事まで注意事項を拡大

JLMA 301は適用範囲を光源部だけに限定しており、既設の蛍光灯器具に装着して使用することについては扱っていない。
しかしながら 既設の蛍光灯器具の配線を変更し、交流電源を安定器を介さずに直接LED光源に接続するよう改造して利用することは当然に想定されることである。このため、電気工事業者に対して、既設の照明器具のLED化改造工事に関する注意関する事項として、この文書を発行した。

※ガイド301:2021序文より

① 適用範囲

G13ソケットをもつ既設の蛍光灯器具をJLMA 301で規定する**AC直結G13口金直管LED光源**を使用できるように**LED化改造工事を行う場合に適用**する。

② 注意事項

既設の蛍光灯器具のLED化改造工事を行う電気工事業者などは、LED光源の取扱説明書に従うとともに、**右ページの注意事項を遵守することが望ましい。**

注記 この文書は、改造工事を推奨するものではなく、消費者安全の観点から改造工事に対する注意事項を示している。
次に示す注意事項を遵守できない場合には、改造工事ではなく、新規のLED照明器具を採用することを推奨する。

既設照明器具のLED化改造工事に関する注意事項として 新たに「ガイド301」が発行されました。

詳細はこちらを
ご参照ください

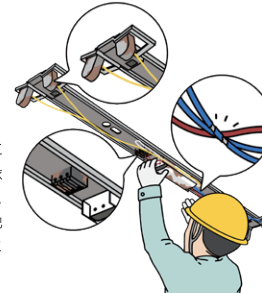


■ 既設の蛍光灯器具をAC直結G13口金直管LED光源用に改造工事する場合の注意

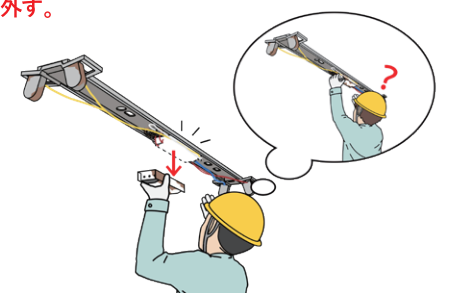
※ 一般社団法人 日本照明工業会 2021年4月21日制定日本照明工業会ガイド「ガイド301」より抜粋

- a) 蛍光灯器具内の電気部品(ソケット、端子台、配線など)は、仕様、劣化状態を確認の上、必要に応じて**交換する**。変色や亀裂などの明らかな劣化が認められる場合は、交換しなければならない。

※蛍光灯器具のソケットは、ピン間に商用電源電圧を印加するに は絶縁距離が不十分な仕様の場合がある。仕様を確認できない 場合には、絶縁距離が十分なものに交換することが望ましい。



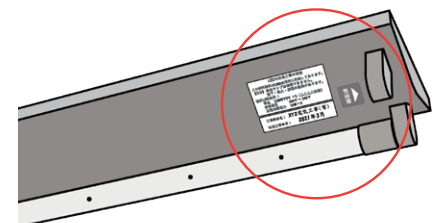
- b) 蛍光灯器具内の**安定器は**、将来的な保守作業の際に蛍光灯器具と誤認されることを防止するため、**取り外す**。



- c) LED光源を使用者によって**容易に脱着できないよう改造工事の一環として対策する**。“容易に着脱できない”には、**工具を使用しなければ交換できない構造**を含む。



- d) 改造工事後の**器具本体に**次の表示を行う。



- 1) 適合するLED光源の形式(光源の製造社名)及び蛍光灯ランプの取付けが不可である旨(図1 参照)。
- 2) LED光源の定格電圧、定格、消費電力、工事業者名、工事年月など。LED光源に関する事項と改造工事に関する事項とは、接近表示すれば分割してもよい(図1 参照)。
また、改造工事に関する事項の表示は、分岐回路の過回路電流遮断器に最も近い器具1台だけでもよい。
- 3) 蛍光灯器具の銘板に記載の情報(蛍光灯器具である旨、定格、製造社名、PSEマーク、適合ランプなど)は、**無効である旨**
※蛍光灯器具の銘板情報が無効である旨の表示例を、図2に示す。
- 4) 給電側のソケットの近傍の容易に見える場所に、**給電側であることを表す識別**(図3 参照)

図1－LED 光源に関する事項及び改造工事に関する事項の表示例

LED化改造工事の記録	LED化改造工事の記録
適合LED光源： 形名 LEDYVYV ×2 (△△△△社製) 定格電圧 100V～242V 定格消費電力 24W×2 工事業者名： XYZ電気工事(有) 改造工事年月： 2021年3月 この照明器具はLED光源用に改造してあります。 【警告】 蛍光灯ランプは使用できません。 落下・発火・感電の危険があります。	この照明器具はLED光源用に改造してあります。 【警告】 蛍光灯ランプは使用できません。 落下・発火・感電の危険があります。 適合LED光源： 形名 LEDYVYV ×2 (△△△△社製) 定格電圧 100V～242V 定格消費電力 24W×2 工事業者名： XYZ電気工事(有) 改造工事年月： 2021年3月

1枚にまとめた例

2分割した例

図2－蛍光灯器具の銘板情報が無効である旨の表示例

蛍光灯器具	LED化改造工事の記録
形名 ABC 定格電圧 100V (屋内用) 定格電流 50mA 定格消費電力 70W ランプ FLR40SM36×2 (FLR40SM×2) 入力電流 0.78A ABC株式会社	適合LED光源： LEDYVYV ×2 定格電圧 100V～242V 定格消費電力 24W×2 工事業者名： XYZ電気工事(有) 改造工事年月： 2021年3月 この照明器具はLED光源用に改造してあります。 【警告】 蛍光灯ランプは使用できません。 落下・発火・感電の危険があります。

改造前の蛍光灯器具の蛍光灯銘板に近接して
改造工事に関する情報を表示

図3－給電の表示例



※ **改造した照明器具はメーカーの製品保証が適用外になります**

照明器具まるごと交換をおすすめします。

※ 照明器具の内部配線切断や再結線などを行うリニューアル